事業計画について

１．基本方針

連合愛媛労働安全衛生センターは、労働災害及び職業病を未然防止するため、愛媛に働く全ての労働者の安全と健康に関する調査、研究、相談、教育、啓発事業等を行い、並びに、労働災害被災者の救済及び援護を行うことにより、労働者の安全、健康、福祉の向上に寄与する活動を進めます。

２．事業の実施に関する事項

（１）労働の安全と健康に関する相談について

連合愛媛「なんでも相談ダイヤル」を利用した電話相談とビラ等での案内や面談による相談活動を行います。

引き続き、相談内容によっては、医療機関、医師、関係省庁、労働組合、事業団体、連合愛媛顧問弁護士と連携した提言、健診、行政対応等被災者及びその家族らに対する支援活動を行います。

（２）労働者の安全と健康に関する学習会（年２回）について

全体のスキルアップを図るため、連合愛媛労働安全衛生センターの会員を対象とした、労働安全衛生活動を推進するための学習会等を開催します。なお、学習会の代わりに現地視察する場合は、理事会で論議し、決定します。

（３）構成組織の安全衛生対策活動への支援について

構成組織の要請に基づき、連合本部ネットワークを始め全国安全センター、各県の労安センター等と連携し、研修活動における講師紹介や活動事例等の情報提供を行い、安全衛生活動の取り組みを支援します。

また、各構成組織に「安全衛生委員会」の設置および定期的な開催を働きかけます。

（４）労働者の安全と健康に関する情報提供の実施について

タイムリーな活動が見えるよう連合愛媛ニュース、連合愛媛ホームページを通じて情報発信を行います。加えて、連合愛媛労働安全衛生センター理事会における、それぞれの活動状況報告や安全衛生対策の取り組み等の意見交換を行い、情報共有に努めます。

（５）財政基盤の確立と組織拡大への取り組みについて

連合愛媛労働安全衛生センターの設立趣旨を踏まえ、助成金、会費を有効に活用し、見える活動を行うとともに、財政基盤の確立に努めます。

引き続き、方針に賛同する組織・団体等への入会呼びかけを継続して行います。

（６）労働者の安全と健康に関するネットワークの形成と交流について

全国労働安全衛生センター連絡会議や連合本部主催の集会等に参加し、安全衛生活動の情報交流を行います。

なお、理事会メンバーのスキルアップと交流をめざし、集会等の参加拡大に努めます。